

平成30年（行ウ）第184号 環境影響評価書確定通知取消等請求事件

原告 ■■■ ■■■ 外11名

被告 国（処分行政庁 経済産業大臣）

証 拠 説 明 書（13）

令和2年8月20日

大阪地方裁判所 第2民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池 田 直 樹

同 浅 岡 美 恵

同 和 田 重 太

同 金 崎 正 行

同 杉 田 峻 介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜 多 啓 公

同 與 語 信 也

同 青 木 良 和

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

【甲A号証】

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲A37	意見書 石炭火力発電所の 設置にかかる環境 影響評価手続にお ける燃料種の比較 検討の必要性につ いて	写し	2020年 8月19 日	島村健	石炭火力発電所の設置に係る環 境アセスにおいて、温室効果ガ ス及びPM2.5を計画段階配 慮事項とせねばならないこと、 計画段階配慮手続における複数 案の検討として燃料種に係る複 数案（構造代替案）を検討せね ばならないこと等	
甲A38	開示決定等の期限 の特例規定の適用 について（通知）	写し	R2.4.28	環境大臣 小泉進次 郎	原告ら訴訟代理人喜多啓公にお いて、本件アセスの計画段階配 慮書に係る意見照会に関し、環 境大臣意見を作成した経緯や意 思決定の過程に係る文書の開示 請求をしたこと	
甲A39	行政文書開示決定 通知書	写し	R2.6.4	環境大臣 小泉進次 郎	上記の公文書開示請求に対し、 甲A40の文書が開示されたこ と	
甲A40	神戸製鉄所火力発 電所（仮称）設置 計画に係る計画段 階配慮書について 【一時質問】	写し	H27.1. 13	環境省	環境省が、計画段階配慮書に対 する環境大臣意見を作成するに 先立ち、事業者である神戸製鋼 及び経済産業省に対して環境保 全の見地から多数の質問をして いること及びその質問の内容 環境省が、温室効果ガス等を計 画段階配慮事項にすべきである と指摘していること、LNG（液 化天然ガス）燃料の複数案が考 えることを指摘していること、 PM2.5に関し環境影響の有 無について検討を行うべきこと を指摘していること、温室効果 ガスに係る事業者の考え方を厳 しく問いただしていること等	
甲A41	行政文書開示決定 通知書	写し	R2.7.31	環境大臣 小泉進次 郎	前記の公文書開示請求に対し、 今後開示される予定の文書 （現時点においては、まだ、環 境省から開示資料の送付はなさ れていない。）	

以上